



13歳以上のフッ化物塗布

1. 保険診療でのフッ素塗布

保険診療では以下の2つの場合にフッ素塗布が可能です

- ①むし歯が厚労省の規定に準じる数の治療を行ったお子さん(0歳から12歳まで)
- ②エナメル質に「エナメル質初期齲蝕」が認められる患者様(年齢に関係ない)

※上記以外の患者様は原則フッ化物塗布は予防処置と見なされるので私費診療となります。

2. エナメル質初期齲蝕って何？



萌えて間もない永久歯によくある白い斑点のような部分

専門的には
エナメル質にのみ存在するむし歯
で穴があいていないむし歯
のことをいいます



フッ素塗布により再石灰化を目指す

3. 13歳以上のお子様に対するフッ素塗布の考え方

萌えたての永久歯は成人の永久歯に比べ、硬さが成熟しておらず、「幼弱永久歯」と呼ばれています。教科書的には永久歯が萌えた後約3年間経過する間に、食事や飲み物、唾液中のイオンなどを取り込んで成熟した硬い歯になるとされています。12歳臼歯が萌えた3年後の15歳くらいまでは可能であればフッ素塗布することが理想的です。

詳しくは院長までご相談ください



ふたぎ歯科医院

